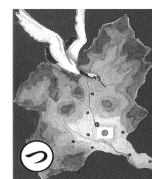




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月1日(金) 第9678号

目次

ページ

規則

- 群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則(技術支援課) 2
- 群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則(建築課) 10

告示

- 家畜伝染病発生報告(畜産課) 13
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 13
- 同 13

公告

- 土地改良事業の換地処分の届出(農村整備課) 13
- 平成31年度前期技能検定の実施(産業人材育成課) 14
- 平成31年度技能検定随時3級及び基礎級の実施(同) 16

人事委員会公告

- 2019年度群馬県警察官A等採用試験の実施 18

■ 規 則

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二号

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則（昭和四十年群馬県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表条例第十八条に規定する利子補給費補助金の項中「農漁業」の下に「用」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
（補助事業の変更）

第三条の二 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、次の表の上欄に掲げる補助金の区分に従い、同表の中欄に掲げる補助金変更承認申請書に、既に提出されている当該下欄に掲げる書類の内容に変更がない場合を除き、それぞれ当該下欄に掲げる書類を添えて正副二部を知事に提出しなければならない。

補助金の種類	補助金変更承認申請書	添付書類
条例第五条に規定する補助金	農業災害対策事業費補助金変更承認申請書（別記様式第一号の二）	事業計画書（別記様式第二号）
条例第十条に規定する利子補給費補助金	災害経営資金利子補給費補助金変更承認申請書（別記様式第五号の二）	利子補給事業計画書（別記様式第六号）
条例第十条に規定する損失補償費補助金	災害経営資金損失補償費補助金変更承認申請書（別記様式第七号の二）	損失補償事業計画書（別記様式第八号）
条例第十八条に規定する利子補給費補助金	災害復旧農漁業用施設資金利子補給費補助金変更承認申請書（別記様式第九号の二）	利子補給事業計画書（別記様式第十号）

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2(規格A4)(第3条の2関係)

農業災害対策事業費補助金変更承認申請書

第 号  
年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長 印

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定がされた事業について、下記のとおり変更したいので、群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条の2の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注 事業計画書は、補助金交付申請書に添付した事業計画書を変更して提出するものとする。この場合においては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第五号の次に次の一様式を加える。

別記様式第5号の2(規格A4)(第3条の2関係)

災害経営資金利子補給費補助金変更承認申請書

第 号  
年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長 印

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定がされた事業について、下記のとおり変更したいので、群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条の2の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注 事業計画書は、補助金交付申請書に添付した事業計画書を変更して提出するものとする。この場合においては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第七号の次に次の一様式を加える。

別記様式第7号の2(規格A4)(第3条の2関係)

災害経営資金損失補償費補助金変更承認申請書

第 号  
年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長 印

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定がされた事業について、下記のとおり変更したいので、群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条の2の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注 事業計画書は、補助金交付申請書に添付した事業計画書を変更して提出するものとする。この場合においては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第九号の次に次の一様式を加える。



別記様式第9号の2(規格A4)(第3条の2関係)

災害復旧農漁業用施設資金利子補給費補助金変更承認申請書

第 号  
年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長 印

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定がされた事業について、下記のとおり変更したいので、群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条の2の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注 事業計画書は、補助金交付申請書に添付した事業計画書を変更して提出するものとする。この場合においては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第三号

群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十五年群馬県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

別記様式第二号中「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第三号中「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第四号注4(2)中「氏名」を削り、同様式注4(3)を削る。

別記様式第5号(規格A4)(第6条関係)

## 工事施行者の能力に関する申告書

群馬県知事 あて 土木事務所長		年 月 日		工事施行者 住所 氏名		印	
次のとおり申告します。							
許可申請者氏名							
開発区域に含まれる 地域の名称							
設立年月日	年	月	日	資本金	千円		
法令による登録等							
従業員数	事務	技術	労働	計			
	人	人	人	人			
前年度納税額	法人税又は所得税			千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関							
建設業法第26条による 主任技術者住所氏名							
技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他		
			歳	年			
			歳	年			
			歳	年			
宅地造成工事等 施行経歴	工事名	工事施行社名	工事施行場所	面積	許認可番号・年月日	完成年月	
				m <sup>2</sup>	年 月 日 第 号	年 月	
				m <sup>2</sup>	年 月 日 第 号	年 月	
				m <sup>2</sup>	年 月 日 第 号	年 月	
				m <sup>2</sup>	年 月 日 第 号	年 月	
				m <sup>2</sup>	年 月 日 第 号	年 月	
<p>注1 工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 工事施行者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。</p> <p>3 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。</p> <p>4 添付図書</p> <p>(1) 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書(ただし、建設業許可を得ている場合は省略可)</p> <p>(2) 法人の登録事項証明書(個人の場合は履歴書)</p>							

別記様式第6号 削除  
 別記様式第十一号中 「氏名 (電話番号) 印」 や 「氏名 印」 に

工事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名		(電話番号)
住所及び氏名		
現 場 管 理 者	連 絡 先	(電話番号)
	資格・免許等	
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※処 理 欄
工事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名 ・ 連 絡 先		
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※処 理 欄

改める。

別記様式第二十三号中 「氏名」 や 「氏名」 に改める。  
 「電話番号」

別記様式第二十四号中 「次の事項は、都市計画法第 条」 や 「都市計画法施行規則  
 第60条の規定に基づき申請のあった次の計画について、都市計画法」 に改める。

附 則

- 2 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県  
 開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第44号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成31年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成31年2月13日	吾妻郡長野原町	法令殺

◎群馬県告示第45号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年12月25日から適用する。

平成31年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

「長野原町役場 吾妻郡長野原町大字長野原66-3  
あがつま農業協同組合 吾妻郡長野原町大字長野原1291（長野原支店）」を「あがつま農業協同組合 吾妻郡長野原町役場 吾妻郡長野原町大字長野原1291（長野原支店）  
原町大字長野原1340-1」に改める。

◎群馬県告示第46号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成31年1月1日から適用する。

平成31年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

「東吾妻町役場 吾妻郡東吾妻町大字原町594-3  
あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大字原町607  
あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大字原町607（原町支店）」を「あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町役場 吾妻郡東吾妻町大字原町607  
吾妻町大字原町607（原町支店）」に改める。  
字原町1046」

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同法第96条の4第1項において準用する同法第54条第

4項の規定により公告する。

平成31年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分者の名称 みなかみ町
- 2 土地改良事業の名称 みなかみ町当中原土地改良事業 前中原地区
- 3 処分年月日 平成31年2月7日

---

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成31年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

平成31年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

#### 1 実施職種

- (1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。)、金属熱処理、粉末冶金(成形・再圧縮に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工(数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、めっき(2級の電気めっきに係るものに限る。)、仕上げ、切削工具研削(工作機械用切削工具研削に係るものに限る。)、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)及びフラワー装飾
- (2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾
- (3) 等級を区分しないもの(単一等級) 路面標示施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

##### (1) 実技試験

ア 実施期日 平成31年6月7日(金)から同年9月10日(火)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ平成31年5月31日(金)に職能協会において公表する。  
ただし、一部の職種については、公表しない。

## (2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成31年7月14日(日)
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	平成31年8月25日(日)
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	平成31年9月1日(日)
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 ○単一等級 路面標示施工	平成31年9月8日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

## 4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 平成31年4月3日(水)から同月16日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会にて交付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの)を同封の上、職能協会に郵送すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者（金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。）の受検番号は平成31年8月30日（金）に、技能検定合格者（1級、2級、3級（金属熱処理に限る。）及び単一等級職種に係るものに限る。）の受検番号は同年10月4日（金）にそれぞれ県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示板に掲示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級から3級まで及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

---

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成31年度技能検定随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

平成31年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

### 1 実施職種

(1) 随時3級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。



## 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

## (1) 実技試験

ア 実施期日 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

## (2) 学科試験

ア 実施期日 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

## 4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望日の30日前まで

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、職能協会に郵送すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

## 7 その他

本公示の随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

**■ 人事委員会公告**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、2019年度群馬県警察官A等採用試験を次のとおり行います。

平成31年3月1日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

- 1 試験区分及び採用予定人員 警察官A（男性）（40名程度）、警察官A（女性）（8名程度）、警察官A（武道指導）（2名程度）、警察官B（男性）特別（14名程度）及び警察官B（女性）特別（2名程度）
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たります。また、「武道指導」の試験区分で採用された人は、この職務内容に加え柔道又は剣道の指導も行います。
- 3 受験資格

(1) 年齢及び学歴

ア 警察官A（男性） 昭和61年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人  
(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は2020年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

イ 警察官A（女性） 昭和61年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は2020年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

ウ 警察官A（武道指導） 昭和61年4月2日以降に生まれ、柔道又は剣道において卓越した技能を有する人で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は2020年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

エ 警察官B（男性）特別 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性で、2019年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 大学を卒業した人又は2019年9月30日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

オ 警察官B（女性）特別 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性で、2019年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 大学を卒業した人又は2019年9月30日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条の規定に該当する人

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4 試験日及び場所

## (1) 第1次試験 2019年5月12日（日）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番4号）

群馬県警察学校（前橋市元総社町80番5号）

県立前橋商業高等学校（前橋市南町四丁目35番地の1）

## (2) 第2次試験 2019年6月に前橋市内で実施の予定（試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。）

## (3) 第3次試験 2019年7月に群馬県庁で実施の予定（試験の詳細は、第2次試験の合格通知書で通知します。）

## 5 試験種目

## (1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 論（作）文試験（論（作）文試験の採点は、第2次試験で行います。）

ウ 実技試験（「武道指導」区分に限る。）

エ 資格技能審査（「武道指導」区分を除く。）

## (2) 第2次試験

ア 人物試験（「武道指導」区分を除く。）

イ 体力検査

## (3) 第3次試験

ア 人物試験

イ 身体外形検査

ウ 身体精密検査

## (4) 身体外形検査には、次の合格基準があります。

ア 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

イ 色覚 職務遂行に支障がないこと。

ウ 聴力 職務遂行に支障がないこと。

エ 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

## 6 申込手続、受付期間等

## (1) 受験案内の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、群馬県警察本部（前橋市大手町一丁目1番1号）、県内の各警察署、交番及び駐在所、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「警察官A等試験受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、群馬県警察本部警務課まで請求してください。

## (2) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、ぐんま電子申請受付システムから内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に62円切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「警察官〇〇申込」(〇〇には、試験区分を記入)と書いてください。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、2019年3月18日(月)から同年4月4日(木)23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、2019年3月18日(月)から同年4月5日(金)までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。

(4) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 2019年4月18日(木)頃、ぐんま電子申請受付システム上で受験票を交付しますが、同月25日(木)までに受験票がダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課(電話027-243-0110 内線2652)に問い合わせてください。

イ 郵送により申込みをした場合 2019年4月18日(木)頃、受験票を発送しますが、同月25日(木)までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課(電話027-243-0110 内線2652)に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、警察官A(男性・女性・武道指導)は2020年4月1日の予定です。警察官B(男性・女性)特別は2019年10月1日の予定です。

8 給与 警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額(地域手当含む。100円未満切捨て)は、217,500円です。また、警察官B特別採用試験に合格して採用された人の給料月額(地域手当含む。100円未満切捨て)は、短期大学卒業者にあつては199,800円、高等学校卒業者にあつては184,500円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---